

決 定 書

申 立 人 X

被申立人 Y

代表者 B

上記当事者間の岩労委平成 29 年（不）第 1 号事件（平成 29 年 1 月 4 日申立て）について、岩手県労働委員会は、平成 29 年 2 月 21 日に第 675 回公益委員会議を開催し、会長公益委員宮本ともみ、公益委員長谷川大、同岡田寛史、同本田純、同太田秀栄が合議を行った結果、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第 1 請求する救済内容の要旨

- 1 被申立人は、臨時的任用職員のうち、単純労務職員に該当する者は、単純労務職員として取り扱うこと。
- 2 被申立人は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の認定及び告示の申出を行うこと。
- 3 被申立人は、命令書受領後 30 日以内に、幅 90 センチメートル、長さ 1 メートル 80 センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法上の道路（複数ある場合は各道路から）から見やすい場所に、終日、30 日間、不当労働行為認定の内容と今後このような行為を繰り返さないよう留意する内容の文書を掲示すること。

第 2 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、被申立人が、臨時的任用職員について、一般行政事務か単純労務職員であるか区別せず一律に一般行政事務とし、条例又は規則に定めず、内規で現場の裁量で決めていることなどから、労働組合法第 3 条に規定する労働者である申立人は、労働組合法第 2 条に定める労働組合に加入できなくなっており、これが、不当労働行為に当たるとして、平成 29 年 1 月 4 日に当委員会に救済申立てがあった事案である。

2 当事者等

- (1) 被申立人Y(以下「被申立人」という。)は、肩書地に所在する地方公共団体である。
- (2) 申立人X(以下「申立人」という。)は、肩書地を住所とする個人である。

3 審査の経緯

(1) 申立書の受付

申立人は、被申立人の行為により労働組合に加入できなくなっていることが、不当労働行為に当たるとして、本件申立てを郵送により行い、当委員会は平成29年1月4日付けで受付をした。

しかし、本件申立書は、当事者がどのような雇用関係にあったのかその具体的事実、被申立人が不当労働行為を行った日時・場所・行為等の、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていた。

(2) 申立人による過去の申立て事案

申立人は、平成28年6月23日、当委員会に対して1件、同年7月19日、大阪府労働委員会に対して2件(同年8月1日、当委員会に移送)の不当労働行為救済申立てをした(岩労委平成28年(不)第1号事件、同第2号事件、同第3号事件)。

これに対し、当委員会は、申立て内容に不明な点があったため、複数回にわたり、当委員会事務局あて連絡するよう依頼する旨の文書を申立人あて送付したが、申立人からは何の連絡もなかった。

その後、当委員会は、同年11月14日の第672回公益委員会議において、申立人あて補正勧告を行うことを決定し、申立人に通知したところ、申立人は、同年11月24日、「補正書」と題する文書を当委員会に提出した。

しかしながら、当委員会は、当該「補正書」によっても、「不当労働行為を構成する具体的事実」及び「請求する救済内容」を把握することはできず、申立ての内容が補正されたとは認められないため、その補正がなされないものであるとして却下することを決定し、同年12月8日、申立人に決定書の写しを交付した。

(3) 申立人に対する補正勧告

当委員会は、平成29年1月24日の第674回公益委員会議において、本件申立書が、労働委員会規則第32条第2項に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていたため、上記(2)の事務局からの依頼に対して何の連絡もなかった経緯も踏まえ、同年2月3日までにその補正を行うよう勧告することを決定し、同年1月25日付け特定記録郵便で申立人に通知した。

(4) 補正

(3)の補正勧告に対し、申立人は平成29年2月3日に「回答書」と題する文書を提出した。しかし、申立人は、同回答書において、補正は申立て段階で行うものではなく、審査で行われなくてはならないものであることから、当該補正勧告は違法であるため、補正しないとの主張を行うのみで、補正勧告に応じなかった。

第3 判断

以上の経緯のとおり、本件申立ては、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する要件を欠き、その補正がなされないものである。

よって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第1号を適用して主文のとおり決定する。

平成29年2月21日

岩手県労働委員会

会 長 宮本 ともみ